

今回の見直しに当たっての基本的な考え方（案）

○ 本ガイドライン(※)について、保育所保育指針の改定、関係法令の制定、最新の知見等を踏まえつつ、保育の現場における医療の専門家ではない保育士を始めとする職員による積極的な活用に資するよう、実用性に十分留意し、全体構成や記載方法、記載内容等を工夫し、内容の充実を図る。

(※) 保育所保育指針に基づく、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用するもの。

主な検討事項（案）

1. 保育所保育指針の改定に伴うもの（主に第2章、第4章、第5章）

- 医師の診断及び指示に基づく適切な対応に関する記載の明確化
- アレルギー疾患対策における保育所と地域の関係機関（自治体、医療機関、消防機関等）との連携に関する項目の新規追加
- 保育所におけるアレルギー対応のための具体的な取組についての記載の充実（参考様式等を含む） 等

2. アレルギー疾患に係る関係法令の制定等に伴うもの（主に第1章、第5章）

- 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策に関する体制整備、保育所の責務の明確化（アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及、適切な配慮等）、ガイドラインの周知 等

3. 保育所におけるアレルギー対応の状況や最新の知見等を踏まえたもの（主に第2章、第3章、第4章、第5章）

- アレルギー疾患対策に関する記載内容の充実 等
（疾患及び治療に関する最新の情報（アトピー性皮膚炎におけるスキンケア等）、保育所における食物アレルギーの新規発症や食物アレルギーに関する事故等の実態を踏まえた対策 等）

4. その他

- 本ガイドラインの普及・活用に資する方策 等
（本ガイドラインにおいて参考様式として提示する「生活管理指導表」と「学校生活管理指導表」(※)との内容の整合性を含む）
(※)「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月日本学校保健会）において提示